

**第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）に係る意見公募手続（パブリックコメント）
実施要項（案）**

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、これを受け、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、平成 27 年 4 月から『子ども・子育て支援新制度』がスタートしました。

本市においては、市民代表や学識経験者等で構成される諮問機関「近江八幡市子ども・子育て会議」での議論を経て、平成 27 年 3 月に「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！」を基本理念として、地域社会全体が連携しながら、子どもの最善の利益が実現されるまちとなるよう取り組みを進めています。

この度、「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画（素案）」を取りまとめました。

つきましては、「第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）」について、市民の皆さんのご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 公表する資料

第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）

2. 資料の公表場所

- ①近江八幡市公式ホームページ
- ②市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所 1 階）
- ③総合支所情報公開コーナー（総合支所 2 階）
- ④子ども健康部子ども支援課（近江八幡市役所 2 階）
- ⑤ひまわり館
- ⑥各学区コミュニティセンター
- ⑦地域子育て支援拠点（各子どもセンター、各子育て支援センター、ほんわかの家、あいあいの家）
- ⑧市内保育所（園）、幼稚園、認定こども園

3. 意見の募集期間

令和元年 12 月 20 日（金）～令和 2 年 1 月 20 日（月）　《必着》

4. 意見の提出方法及び提出先

提出方法：持参、郵送、ファックス、電子メール

提出先：近江八幡市子ども健康部子ども支援課

- < 郵 送 > 〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
- < ファックス > 0748-32-6518
- < 電子メール > 010427@city.omihachiman.lg.jp

5. 意見を提出できる方

- ①近江八幡市内に住所を有する人、通勤・通学する人
- ②近江八幡市内に事務所または事業所を有する個人、法人及びその他の団体

6. 留意事項

- ①ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。
なお、個人情報について公表することはありません。
 - ・件名「第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する意見について」
 - ・住所、氏名、電話番号（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記ください）
- ②ご意見は、日本語で提出してください。
- ③電話等、口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

（書式例）

近江八幡市子ども健康部子ども支援課 あて

「第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する意見について」

住 所：

名 前：

電話番号：

（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）

意 見：

○ページ○行目 （どの部分に対するご意見かがわかるように）

意見内容

△ページ△行目

意見内容

7. 意見に対する考え方の公表

- ・提出いただいたご意見については取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び子ども支援課にて公表します。
- ・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできませんので、ご了承ください。また、提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ・「子ども・子育て支援事業計画（素案）」は、いただいたご意見を参考にして最終決定し、公表します。

8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市子ども健康部子ども支援課

電話：0748-36-5524 ファックス：0748-32-6518

電子メール：010427@city.omihachiman.lg.jp